

生活保護法第50条の2の規定により、次の医療機関及び施術者から変更及び廃止の届出がありました。

平成18年11月15

京都市長 榎本頼兼

施術者所在地変更

施術者の名称	施術所の名称	変更前所在地	変更後所在地	変更年月日
栗原 暁子	くりはら鍼灸 マッサージ	北区紫竹上ノ岸町19番 地 ベルメゾンルリ5	北区紫竹上ノ岸町19番 地 ベルメゾンルリ16	平成18年6月25日
西島 登貴子	治療院西島	山科区東野中井ノ上町1 0番地の41	山科区東野中井ノ上町2 番地の21 都ハイツ1 階	平成18年9月1日

医療機関廃止

名 称	所 在 地	廃止年月日
岩佐歯科医 院	中京区麩屋町通三条下ル白壁町435 番地	平成18年8月31日
高塚歯科	左京区高野東開町13番地 ウイング 5 3階	平成18年4月30日
大塚薬局	中京区高倉通姉小路下ル東片町620 番地	平成18年8月31日
ヤシロ薬局	山科区東野八代2番地の5	平成18年9月1日

施術者廃止

名 称	施 術 者	所 在 地	廃止年月日
上賀茂整骨 施術院	田中 歩	北区上賀茂向縄手町62 番地の1	平成18年6月30日
あさひ接骨 院	高宮 寛	左京区田中大堰町186 番地	平成18年8月24日
ひろみ鍼灸 整骨院	岡野 弘美	中京区西ノ京左馬寮町1 0番地の3	平成18年8月31日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)